

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

納付されていない源泉所得税

Q：先月、勤務していた会社が倒産しました。倒産した会社は、社員から預かった源泉所得税を国に納付しておらず、会社の経費に充てていたようです。

このような場合でも、確定申告すれば、私の源泉所得税は還付されるのでしょうか。

A：確定申告すれば、所得税の還付を受けることができます。

【解説】

サラリーマンなどが受け取る給与や退職金、あるいは、弁護士や税理士などの報酬料金などは、その支払先が所得税を源泉徴収して、国に納付することになっています。つまり、支払者が源泉徴収義務者ということになります。

源泉徴収義務者である会社が源泉徴収した金額は、サラリーマンより預かった所得税です。会社から源泉徴収された時点において、サラリーマンはすでに所得税を納付したもものとして取り扱われます。

したがって、ご質問のように、所得税がすでに源泉徴収されている場合には、源泉徴収義務者である会社がその所得税を国に納付していなくても、納付があったものとみなされ、確定申告をすれば、所得税の還付を受けることができます。

一方、未払いの給与などについて所得税が源泉徴収されていないケースや給与などが支給されていても、その所得から所得税が源泉徴収されていないケースでは、その所得税が納付されるまでは還付が受けられません。

